

秋田県における都道府県がん情報等に関する利用規約 新旧対照表

改正後	現行
<p>秋田県における都道府県がん情報等に関する利用規約</p> <p>1. 総則</p> <p>(1) <u>本規約は、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらを匿名化した情報（以下「全国がん登録情報等」という。）の提供依頼申出者及び当該申出に係る全国がん登録情報等の提供を受けた者（以下「利用者」という。）と秋田県知事（以下「提供者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）の内容を定めるものである。</u></p> <p>(2) <u>本契約は、提供者が発出する応諾通知に基づき、利用者が本規約を遵守すること等を内容とした全国がん登録情報等の利用に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提供者に提出したときに成立する。</u></p> <p>(3) <u>全国がん登録情報等を提供するために必要な一切の手段については、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 323 号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号。以下「省令」という。）、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（以下「マニュアル」という。）、提供者が定める事務処理要綱、本規約並びに申出文書等（それらに付随する書類をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。</u></p> <p>(4) <u>利用者及び提供者は、本契約を履行し、本規約に定めのない事項については、マニュアルに基づくものとする。本契約の成立後、マニュアルが改正された場合は、新たに有効とされたマニュアルに基づくものとする。</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) <u>本契約の履行に関して、本規約その他資料が、他の言語により翻訳された場合であっても、日本語を正文とする。</u></p> <p>(7) <u>本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。</u></p>	<p>秋田県における都道府県がん情報等に関する利用規約</p> <p>1. 総則</p> <p>(1) <u>本規約は、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）の規定に基づき、提供依頼申出者及び利用者が、秋田県知事（以下「知事」という。）から情報の提供を受け、利用するにあたって遵守すべき利用規約を定めるものである。</u></p> <p>(2) <u>本規約は、提供依頼申出者及び利用者によって、本規約を遵守すること等を内容とした情報の提供の申出に係る誓約書（以下「誓約書」という。）が提出される際に併せて、知事に提出されるものである。</u></p> <p>(3) <u>情報を提供するために必要な一切の手段については、法、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 323 号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年省令第 127 号。以下「省令」という。）、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（平成 30 年 3 月 13 日付け健発 0313 第 2 号厚生労働省健康局長通知別添。以下「マニュアル」という。）、知事が定める事務処理要綱及び本規約に特別の定めがある場合を除き、知事がその責任において定める。</u></p> <p>(4) <u>提供依頼申出者及び利用者は、日本国の法令、マニュアル及び事務処理要綱等に基づき、本規約を履行しなければならない。</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) <u>本規約に関して用いる言語は、日本語とする。なお、本規約で使用する用語は、マニュアルの用語の定義に従うものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>2. <u>全国がん情報等の提供及び利用</u></p> <p>(1) <u>提供者は、本契約の成立後、本契約及びマニュアルに基づき、提供依頼申出者に対し、全国がん登録情報等を提供する。</u></p> <p>(2) <u>提供者は、何らかの理由により、前項に基づく全国がん登録情報等の提供が遅延する場合には、その旨及びその理由を提供依頼申出者に対して通知するものとする。提供依頼申出者は、全国がん登録情報等の提供が遅延した場合、応諾通知書に記載された全国がん登録情報等の利用期間の延長を求めることができる。延長日数は、提供者と協議の上決定するものとする。</u></p> <p>(3) <u>提供者が提供する全国がん登録情報等は、その情報の選択及び体系的な構成を提供者が自ら決定するものであり、提供する全国がん登録情報等がデータベースの著作物として保護を受ける場合、その著作権は、提供者が保有し、行使するものとする。</u></p> <p>(4) <u>提供依頼申出者に提供される全国がん登録情報等は、申出文書に記載された利用者の範囲に限り、利用することができる。</u></p> <p>(5) <u>利用者は、本契約、誓約書、申出文書及びマニュアルに従ってこれを利用するものとする。</u></p> <p>(6) <u>利用者は、提供者が全国がん登録情報等の利用の停止を含め、提供した全国がん登録情報等に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。</u></p>	<p>2. <u>情報の提供及び利用</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>利用者は、申出文書に記載された利用者及び利用目的の範囲に限り、本規約に従い、提供を受けた情報を利用するものとする。</u></p> <p>(2) <u>利用者は、本規約、誓約書、申出文書、事務処理要綱等に従って情報を利用するものとする。</u></p> <p>(3) <u>利用者は、知事が利用の停止を含め、提供した情報に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。</u></p>
<p>3. <u>管理</u></p> <p>(1) <u>利用者は、提供を受けた全国がん登録情報等を消去するまでの間、申出文書に記載した又は提供者により指示を受けた管理方法に基づき適正に管理するものとする。</u></p> <p>(2) <u>全国がん登録情報等を媒体で受領した場合、提供を受けた全国がん登録情報等について、当該データを別の記憶装置に複写・保存する行為は1回に限定する。別の記憶装置に保存された当該ファイルも、提供を受けた全国がん登録情報等として扱うものとする。</u></p> <p>(3) <u>提供者が利用者に利用状況の報告を求めた場合、利用者は随時対応することとし、報告を求められた時から原則1週間以内に報告を行うものとする。</u></p>	<p>3. <u>管理</u></p> <p>(1) <u>利用者は、提供を受けた情報を廃棄するまで、マニュアル及び申出文書に記載された管理方法又は知事により指示を受けた管理方法に基づき適正に情報を管理するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>利用期間が5年を越える場合には、5年毎を目途として、申出文書及び調査研究の進捗状況がわかる書類を用いて、利用状況を報告する。また、知事が提供依頼申出者に利用状況の報告を求めた場合、提供依頼申出者は随</u></p>

改正後	現行
<p><u>(4)匿名化が行われた全国がん登録情報又は都道府県がん情報の国外にある機関等への提供が生じる場合、国内の提供依頼申出者となった者は、当該機関等に対して本誓約内容を遵守させる責任を負うものとし、当該機関等における情報の取扱いの状況を確認するために、利用者及び利用環境等の監査等を速やかに行える体制を整えるものとする。</u></p>	<p>時対応することとし、報告を求められた時から1週間以内に報告を行うものとする。</p>
<p><u>(5)提供依頼申出者は、国内外を問わず、利用者による情報の利用状況等について、継続的に管理・監督を行うものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>4. 利用の制限</p> <p><u>(1)提供依頼申出者及び利用者(第一号においては、利用者であった者を含む。)は、全国がん登録情報等の利用に当たり、次の①～④に掲げる制限を受けるものとする。</u></p> <p><u>①全国がん登録情報等を利用する際は、申出文書に記載した範囲内での利用に限定し、申出文書に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法による利用は行わないこと。</u></p> <p><u>②提供者が特に認める場合を除き、全国がん登録情報等を用いて、特定の病院等を識別することを内容とした研究を行わないこと。</u></p> <p><u>③全国がん登録情報等の提供申出に対する応諾通知書において、提供者が全国がん登録情報等の利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること。</u></p> <p><u>④全国がん登録情報等の提供は、本契約の有効期間中であっても、提供者の判断でその運用を停止し、提供した全国がん登録情報等の利用の停止及び廃棄を求めることがあり得ること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>5. 作業の外部委託</p> <p>(1) (略)</p>	<p>4. 利用の制限</p> <p><u>(1)個人の同意、病院等の個別の了承がある場合又は、秋田県健康づくり審議会がん対策分科会がん登録部会(以下「部会」という。)が特に認める場合を除き、利用者は、以下の①～④に即し、提供された情報について、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないように利用しなければならないものとする。</u></p> <p><u>①他の個人情報と連結しないこと。</u></p> <p><u>②個人・病院等を特定するために、調査研究成果を利用しないこと。</u></p> <p><u>③提供された情報について、偶然に特定の個人を識別しうる場合にあっては、その知見を利用しないこと。また、速やかに窓口組織にその旨を報告すること。</u></p> <p><u>④提供依頼申出者及び利用者は、都道府県がん情報の匿名化された情報について、応諾された場合を除き、加工済みの情報を提供されることについて同意して利用すること。</u></p>
<p>5. 作業委託</p> <p>(1) (略)</p>	<p>5. 作業委託</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) <u>研究を外部委託する場合（行政機関が委託する場合も含む。）は、委託先も利用者とし、委託機関先との間で交わされた秘密保持・守秘義務の契約書の写しを提出すること、委託を受けた者が利用者として、誓約書を提供者に提出することを条件とし、委託者は、当該受託した者を充分監督し、作業終了後は速やかに提供された情報、複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去をしなければならない。</u></p>	<p>(2) <u>提供依頼申出者は、（１）で認められた範囲内で、提供された情報を用いた調査研究の一部を委託することができるものとする。ただし、同委託を受けた者を利用者とする誓約書を知事に提出することを条件とする。</u></p>
<p>6. 欠陥及び障害等</p> <p>(1) <u>利用者は、全国がん登録情報等の提供媒体を受領後、速やかにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、遅滞なく提供者に申し出るものとする。</u></p> <p>(2) (1) <u>の場合において、利用者は全国がん登録情報等の受領後 14 日以内に、提供者に対して提供媒体の交換を要求できるものとする。その際、利用者は、提供者に当該データを郵送により返却することとし、提供者は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。</u></p> <p>(3) (1) <u>の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却に係る郵送費用及び提供者からの再送付の費用は提供者が負担するものとする。なお、その障害が利用者の媒体の取扱い時に生じた傷等、利用者の帰責事由による場合は、当該費用は利用者が負担するものとする。</u></p>	<p>6. 欠陥及び障害等</p> <p>(1) <u>提供依頼申出者は、情報の提供媒体を受領した後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに窓口組織に申し出るものとする。</u></p> <p>(2) (1) <u>において、提供依頼申出者はデータの受領後 14 日以内に、窓口組織に対して提供媒体の交換を申し出ることができるものとする。その際、提供依頼申出者は、窓口組織に当該データを返却し、窓口組織は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。</u></p> <p>(3) (1) <u>の障害が窓口組織の帰責事由による場合は、提供依頼申出者からの返却にかかる費用及び知事からの再送付の費用は窓口組織が負担するものとする。ただし、その障害が提供依頼申出者の媒体の取扱い時に生じた傷など、提供依頼申出者の帰責事由による場合は、当該費用は提供依頼申出者が負担するものとする。</u></p>
<p>7. 申出文書等の変更</p> <p>(1) <u>利用者は、次の①～⑦に掲げる申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を提供者に提出するものとする。</u></p> <p>① <u>利用者の人事異動等に伴い、同一提供依頼申出者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合</u></p> <p>② <u>利用者を追加又は除外する場合</u></p> <p>③ <u>成果の公表形式を変更する場合（例：新たに公表方法を追加する場合等）</u></p>	<p>7. 申出文書等の変更</p> <p>(1) <u>提供依頼申出者は、以下の①～⑦に係る申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当該箇所を修正した申出文書を窓口組織に提出するものとする。</u></p> <p>① <u>利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合</u></p> <p>② <u>利用者を追加又は除外する場合（ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く）</u></p> <p>③ <u>成果の公表形式を変更する場合</u></p>

改正後	現行
<p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦その他、⑥以外の<u>軽微な修正</u>を行う場合</p> <p>(2) 利用者は、<u>申出文書の内容を変更する必要があるときは、変更申出文書及び変更内容に応じて必要となる書式を窓口組織からの案内に従い提出する。提供者は、審議会等の審査を経た上で（前項第一号、第二号若しくは第七号又は次条第3項ただし書に規定する手続きの対象となる場合を除く。）</u>、<u>応諾通知書又は不応諾通知書を提供依頼申出者に通知する。当該変更をする場合にあっては、利用者は、提供者から当該変更に対する承認の通知がない限り、当該変更に基づく全国がん登録情報等の利用を行ってはならない。利用者は、提供者より不応諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。</u></p> <p>8. 利用期間</p> <p>(1) 利用者は、<u>全国がん登録情報等を申出文書に記載した期間内のみ利用できるものとする。利用期間は、原則利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日までの間とする。</u></p> <p>(2) (1) の場合において、<u>期限を超えて全国がん登録情報等を利用する必要がある場合（研究計画の変更等によるものであり、第7条第1項第四号に該当する場合を除く。）は、利用者は、利用期間終了前の審査会の事前相談締め切りまでに変更申出を行う旨を申し出ること。当該申出が審議会等で必要と認められた場合のみ、利用を開始した日から起算して15年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間を利用期間とする。ただし、15年を超える保有はできない。</u></p>	<p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦その他、⑥以外の<u>微細な修正</u>を行う場合</p> <p>(2) <u>提供依頼申出者は、(1) ③～⑥までに掲げる申出文書の内容を変更する必要があるときは、情報の提供に関する申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を窓口組織に提出し、再度、部会の審査を受けるものとする。かかる変更を行う場合において、利用者は、知事から応諾の通知がない限り、当該変更を行った後に情報の利用を行ってはならない。利用者は、知事より不応諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。</u></p> <p>8. 利用期間</p> <p>(1) 利用者は、<u>情報を申出文書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。なお、都道府県がん情報については、利用期間は利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間であり、部会で必要と認められた場合のみ利用を開始した日から起算して15年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間である。</u></p> <p>(2) (1) において、<u>期限を超えて情報を利用する必要がある場合は、提供依頼申出者は、窓口組織に利用期間の終了日を修正した申出文書を提出し、期限内に知事の応諾を得るものとする。なお、利用期間の延長については、延長理由等を考慮し必要に応じて認められるものであるが、利用期間の延長を希望する時点で、既に公表に至るまでの手続きが進行中（査読の結果待ちなど）の場合には、延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載した申出文書に、当該手続き中であることが確認できる書面を添えて知事に提出することにより代えることができるものとする。</u> <u>ただし、当該手続き中に当初の申出内容に照らして公表内容に大きな変更を必要とするような大幅な研究の修正が生じる場合には、窓口組織に申</u></p>

改正後	現行
<p>(3) 提供者は、当該依頼を受けた場合にあっては、<u>利用期間の延長理由等を考慮し必要に応じて当該依頼を認めることとする。ただし、利用者が利用期間の延長を希望する時点で、全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表に係る手続きが進行中（論文執筆中や査読の結果待ち等）の場合には、延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載した変更申出文書に、当該手続き中であることが確認できる書類を添えて提供者に提出することにより代えることができるものとする。</u></p> <p>(4) <u>全国がん登録情報等の利用期間を超過した場合（利用者があらかじめ全国がん登録情報等の利用期間の延長の申出を行い、厚生労働省が応諾しなかった場合を含む。）</u>、提供者は利用者に対し<u>速やかに当該全国がん登録情報等、複製データ、中間生成物及び最終生成物の除去を求めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>本契約は、利用期間が存続する限り、有効とする。</u></p>	<p><u>出文書を提出し、再度部会の審査が必要となるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>利用期間を超過した場合（提供依頼申出者があらかじめ延長の申出を行い、応諾されなかった場合を含む。）</u>は、利用者は、<u>知事からの情報の廃棄の指示に速やかに従うものとする。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>9. 監査等</p> <p>(1) <u>提供者は、全国がん登録情報等の利用環境について利用者に対して実地監査を行い、利用者の業務時間内において事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求めることができる。</u></p> <p>(2) (1) の実地監査を行う場合、提供者は、必要に応じてその職員及び提供者が適切と認めた者を利用者及び利用者が利用する<u>全国がん登録情報等の利用場所及び保管場所に派遣し、全国がん登録情報等の利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、利用者は、これに応じるものとする。</u></p> <p>(3) (1) の実地監査を行う場合、提供者は、<u>検査を行う旨を必要に応じて事前に利用者へ通知するものとする。</u></p>	<p>9. 監査等</p> <p><u>提供依頼申出者及び利用者は、知事又は知事から指示された適切な第三者により、情報の利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法についての監査を行う旨の通知を受けた場合には、適切に対応するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>10. 情報の紛失・漏えい等</p> <p>(1) 利用者は、<u>全国がん登録情報等を紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合又はその恐れが生じた場合は、直ちに提供者へその内容及び原因を報告し、提供者の指示に従うものとする。</u></p>	<p>10. 情報の紛失・漏えい等</p> <p>(1) 利用者は、<u>情報の漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかに窓口組織へその内容及び原因を報告し、知事の指示に従うものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>(2) (1) の紛失の原因が災害又は事故等の不可抗力により利用者及び取扱者の責めに帰することができない事由である場合において、<u>利用者が再度全国がん登録情報等の提供を希望する場合は、提供者と協議の上、必要な手続き等を行うものとする。</u></p>	<p>(2) <u>利用者は、(1)における漏えい等の原因が災害又は事故等、利用者の合理的支配を超えた事由である場合において、提供依頼申出者が再度提供を希望する場合は、窓口組織に申し出た後、知事が応諾した際には、必要な手続き等を行うものとする。</u></p>
<p>11. <u>利用者の保証等</u></p> <p>(1) <u>利用者は、申出文書、利用後の処置及び実績報告、その他全国がん登録情報等の提供に関して提供者に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証する。</u></p> <p>(2) <u>利用者は、(1)の提供者に対して提出した書類、その他提供者に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証する。</u></p> <p>(3) <u>利用者は、本契約に定める手続きを経ることなく、申出文書に記載された事項を変更しないことを約する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>12. <u>提供した全国がん登録情報等の処理</u></p> <p>(1) <u>利用者は、全国がん登録情報等の利用終了後(申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。)、ハードディスク、紙媒体等の全国がん登録情報等、複写データ及び中間生成物を消去し、廃棄処理報告書により提供者へ消去したことを報告する。</u></p> <p>(2) <u>利用者は、申出文書に記載した成果の公表前に、成果物について提供者へ報告し確認を求める。また、成果物の公表後3か月以内に、廃棄処置及び実績報告書により提供者へ利用実績を報告する。</u></p> <p>(3) <u>利用期間終了前に提供者が全国がん登録情報等の廃棄を請求したとき(利用者による本契約の違反又は提供者の判断による全国がん登録情報等の提供の停止の場合を含む。)は、(1)に定める消去の手続きに従うこととする。</u></p> <p>(4) <u>利用者は、やむを得ない事情により全国がん登録情報等を利用する研究や業務の達成が困難となった場合は、速やかに廃棄処置及び実績報告に当該理由を記載して報告するとともに、全国がん登録情報等、その複写データ</u></p>	<p>11. <u>情報の処理</u></p> <p>(1) <u>提供依頼申出者は、申出文書等に基づく利用者全員による情報の利用終了後(申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。)、ハードディスク、紙媒体等の情報及び中間生成物をマニュアルの手続きに従って廃棄し、廃棄処置報告書により、知事へ報告するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>利用期間終了前に知事が情報の廃棄を請求したとき(利用者による本規約の違反又は知事の判断による情報の提供の停止の場合を含む。)は、(1)に定める廃棄の手続きに従わなければならないものとする。</u></p> <p>(3) <u>提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等、真にやむを得ない事情により、研究の達成が困難となった場合は、速やかに実績報告書に理由を記載して窓口組織に報告するとともに、情報を廃棄</u></p>

改正後	現行
<p><u>及び中間生成物を消去する。</u></p> <p>13. <u>成果の公表</u></p> <p>(1) 利用者は、<u>全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果を、申出文書に記載した利用期間内に公表することとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 利用者は、(1)の公表にあたっては、マニュアルに基づき対応することとする。</p>	<p><u>するものとする。</u></p> <p>12. <u>成果の公表</u></p> <p>(1) 利用者は、<u>情報を利用した成果を、申出文書に記載した予定時期までに公表するものとする。</u></p> <p>(2) 利用者は、<u>公表予定の内容について、公表前に窓口組織に報告する。特に、以下の①及び②の場合は、報告時期について留意するものとする。</u></p> <p><u>①論文への公表予定の場合</u></p> <p><u>投稿前に報告する。なお、投稿後の査読等によって、投稿前に報告した公表内容に修正を要する場合には、公表前に報告する。</u></p> <p><u>②学会又は研究会等への公表予定の場合</u></p> <p><u>学会又は研究会等の発表前に、抄録を報告する。また、発表終了後は速やかに発表資料について報告する。</u></p> <p>(3) (1)の公表に当たっては、利用者は、原則、以下の①～⑤その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は部会が特に認める場合はこの限りではない。</p> <p><u>①提供を承認された登録情報等及びその任意の組み合わせによる集計値から特定の個人を識別できる場合は公表しないこと。</u></p> <p><u>②がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。</u></p> <p><u>③特定の市町村に1の病院等であって、その属性を有する集計値が1の場合、隣接する市町村に含めることで、その属性を有する集計値が1とならないように公表すること。</u></p> <p><u>④公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから、減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。</u></p> <p><u>⑤他の公表値と組み合わせて利用した場合に、秘密の暴露となるデータがないこと。</u></p>

改正後	現行
<p>(3) (1)の公表に際して、利用者は、<u>全国がん登録情報等を基に独自に作成・加工した資料等</u>についてはその旨を明記し、<u>提供者が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。</u></p> <p>(4) 利用者は、<u>申出文書に記載した利用期間内に全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果を公表できない場合は、提供者に変更申出文書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、申出文書に記載した公表時期を延長できるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(4) <u>公表に際して、利用者は、法に基づき情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等である旨を明記するものとする。</u></p> <p>(5) <u>申出文書に記載した予定時期までに公表できない場合は、窓口組織に申出文書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告するものとし、知事が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。なお、公表に係る期間の延長は申出文書に記載した利用期間の末日から、原則最大1年間を限度とする。</u></p> <p>(6) <u>申出文書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3ヶ月以内に実績報告書により知事へ利用実績を報告するものとする。</u></p>
<p>14. <u>解除</u></p> <p><u>提供者は、次の①～⑤の事由のいずれかが発生したときは、利用者に対する通知により、本契約を解除することができる。</u></p> <p>①<u>本契約に基づく保証の違反を含め、本契約に違反し、提供者が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、又は提供者において是正が不可能と判断したとき。</u></p> <p>②<u>利用者の全国がん登録情報等の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると提供者が判断したとき。</u></p> <p>③<u>申出文書に記載された学研究等の目的が達成できる見込みがないと提供者が判断したとき。</u></p> <p>④<u>利用者が提供者に対し、申出文書の記載事項の変更の申出を行い、提供者において、審査の結果、これを不承認としたとき。</u></p> <p>⑤<u>利用者による本契約の重大な違反その他の事由により、全国がん登録情報等の利用を行うことが不適切であると提供者が判断したとき。</u></p>	<p>13. <u>解除</u></p> <p><u>提供依頼申出者は、以下の①～⑤の事由のいずれかが発生したときは、知事から本規約の解除の通知を受けることとなるが、その場合は、提供依頼申出者はただちに解除を受け入れなければならないものとする。</u></p> <p>①<u>利用者が本規約に違反したとき。</u></p> <p>②<u>利用者において、情報の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると知事が判断したとき。</u></p> <p>③<u>申出文書に記載された調査研究等の目的が達成できる見込みがないと知事が判断したとき。</u></p> <p>④<u>提供依頼申出者が知事に対し、申出文書等の記載事項の変更の申請を行い、知事において審査した結果、これを不応諾としたとき。</u></p> <p>⑤<u>利用者が情報の利用を行うことが不適切であると知事が判断したとき。</u></p>
<p>15. <u>法及び規約に違反した場合の措置</u></p> <p>(1) <u>提供者は、利用者が本契約に違反し、又は本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、利用の停止を行い、本契約の解除の有無にかか</u></p>	<p>14. <u>法及び規約に違反した場合の措置</u></p> <p>(1) <u>利用者は、法に違反した場合は、法第6章の規定に基づき、罰則が適用されることとなる。</u></p>

改正後	現行
<p><u>わらず、以下の措置を執ることができる。また、利用者は、本契約の終了後であっても、以下の措置が適用されることに同意する。</u></p> <p><u>①全国がん登録情報等の速やかな返却並びに複製データ及び中間生成物の消去を行わせること。</u></p> <p><u>②一定の期間又は期間を定めずに、利用を停止すること。</u></p> <p><u>③全国がん登録情報等の提供の申出を受け付けないこと。</u></p> <p><u>④全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこととすること。</u></p> <p><u>⑤氏名を公表すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>16. 提供者の免責等</p> <p><u>(1) 利用者は、本契約が締結された場合であっても、提供申出に係る全国がん登録情報等の提供が遅れること、これを提供しないこと、又は一旦提供した場合であっても、その返却を求める場合があると同時に、これらにつき、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないことを予め了承することとする。</u></p> <p><u>(2) 利用者が全国がん登録情報等を利用したことにより、何らかの不利益や損</u></p>	<p><u>(2) 利用者は、本規約に違反し、又は利用者に本規約の解除に当たる事由が存すると認められる場合には、本規約の解除の有無にかかわらず、知事から、以下の①～②の措置が執られる場合があることを十分に理解した上で、情報を利用するものとする。</u></p> <p><u>①利用者に対して情報及び中間生成物の廃棄を行わせ、以後の利用を中止させること</u></p> <p><u>②一定の期間又は期間を定めずに情報の提供の申出を受け付けないこととすること、研究成果の公表を行わせないこととすること、利用者の氏名又は所属機関名を公表すること。</u></p> <p>15. 本規約の有効期間</p> <p><u>本規約は、廃棄処置報告書及び実績報告書が提出されて、その内容が確認されるまで効力を有するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>失を被る事態が生じたとしても、提供者は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。</u></p> <p><u>(3) 利用者が全国がん登録情報等を用いて作成した資料等に関して、利用者と第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、提供者は一切の責任を負わないものとする。</u></p> <p><u>(4) 本規約に違反した全国がん登録情報等の利用により権利を侵害された第三者から提供者に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、提供者は当該賠償額相当について利用者へ求償することができる。</u></p> <p><u>17. 契約終了後の措置</u> <u>本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。</u></p> <p><u>18. その他</u> <u>提供依頼申出者及び利用者並びに提供者は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。</u></p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>16. その他</u> <u>利用者は、本規約に定める事項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、速やかに窓口組織に相談するものとする。</u></p> <p>附則 (略)</p>